第3部第1章第7節 新型コロナウイルス感染症対策 (新設)

目指すべき姿

これまでの経験を活かし、感染拡大を未然に防ぐとともに、感染拡大の予兆があった場合は、被害を最小限に食い止められるよう、相談、診療・検査、医療・療養の体制づくりを進める。

現状・課題

体

制

備

県では最初の陽性患者が確認された後、いち早く相談体制を確立するとともに、医師会の協力による診療・検査体制の強化を図るなど、県民の不安解消に努めてきたが、今後は、感染拡大防止に向けた取組を進めるとともに、感染症の専門人材をはじめとする医療人材の確保や、感染の状況に応じ必要となる病床や宿泊療養施設の確保、さらには保健所の過重な負担軽減に努める必要がある。

課題に対応した主な取組

相談体制

・県民がいつでも相談でき、診療・検査を受けやすい 体制の整備

診療・検査体制

- ・診療・検査医療機関での受診体制等の確保
- ・衛生研究所の体制整備
- ・民間検査機関も含めた検査体制の構築

医療 · 療養体制

- ・感染症専門人材の育成・確保
- ・感染症に備えた医療機器の整備支援や感染防護具の確保・備蓄
- ・感染者急増時を見据えた病床・宿泊療養施設の確保
- ・宿泊・自宅療養者を支援する医療体制の強化



感染拡大防止に向けた取組

- ・県民に対する感染防止対策の普及・啓発
- ・医療機関・社会福祉施設でのクラスター対策 の支援
- ・ワクチン接種の支援
- ・保健所の体制強化

指標の設定

- ●感染症専門研修受講者数
- 【指標の定義】

県が実施する感染症専門研修を受講した人数 【目標値】

- ●全病院数(令和5年度)※343病院(令和3年度時点)
- ※国では、次期医療計画に「新興感染症等の感染拡大時における医療」 として位置付け→県の第8次計画策定もその点を踏まえ策定